

平成28年3月31日

各区市町村長 殿

福祉保健局少子社会対策部

保育支援課長 西尾 寿一

(公印省略)

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第11項及び第13項に定める知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに同第12項に定める幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の取扱について

標記の件について、下記のとおり取り扱うこととします。つきましては、貴管内保育所への周知方、宜しくお願い致します。

記

各保育所は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第47号。以下「規則」という。)附則第11項から第13項を適用する場合、規則及び保育所設置認可等事務取扱要綱(平成10年3月31日付9福子推第1047号。以下「要綱」という。)に定める要件を充足していることを、あらかじめ確認し、当該職員を指定した上で配置する。

規則及び要綱に定める要件を充足していることを証する以下の書類(以下「証憑書類」という。)を、規則附則第11項から第13項までの適用を行う日までに揃えること。なお、「(写)」とあるものについては、原本確認を行うこと。

証憑書類は当該職員の指定を解除(離職を含む。)した後、少なくとも3年以上は当該保育所に保存すること。また、都及び区市町村から証憑書類の提出を求められた場合には、指定された期日までに提出すること。

(1) 幼稚園教諭

幼稚園教諭の普通免許状(写)

(2) 小学校教諭

小学校教諭の普通免許状(写)

(3) 養護教諭

養護教諭の普通免許状(写)

(4) 知事が認める者

規則附則第11項及び第13項に定める知事が保育士と同等の知識及び経験

を有すると認める者については、施設長及び設置者の代表者が、保育士と同等の職務を適切に行えると判断した者であること。したがって、雇用直後の者や、当該保育所に配属された直後の者は認められず、少なくとも一か月は実務能力を確認するとともに、本人の了解のもと、規則附則第11項又は第13項を適用すること。なお、当該法人において既に確認した者が異動した場合や、法人代表者、施設長が変更した場合については、再度確認することを要さない。

ア 要綱第2の4(1)ア(エ)a関係(一定の勤務経験者)

(ア) 勤務証明

(イ) 法人代表者及び施設長による確認書(日付、署名、捺印のあるもの)

イ 要綱第2の4(1)ア(エ)b関係(家庭的保育者)

(ア) 区市町村が認定したことを証する書類(写)

(イ) 法人代表者及び施設長による確認書(日付、署名、捺印のあるもの)

ウ 要綱第2の4(1)ア(エ)c関係(子育て支援員研修修了者)

(ア) 子育て支援員研修(地域保育コース地域型保育事業)の修了証(写)

(イ) 法人代表者及び施設長による確認書(日付、署名、捺印のあるもの)

東京都福祉保健局 少子社会対策部
保育支援課 保育計画係 小川、永井
03(5320)4128